河原塚小学校ＰＴＡ細則

第１章　　目的

第１条　　本細則は、河原塚小学校 PTA（以下「本会」という）会則第５条の事業を達成するため、必要な具体的なルールおよび手続きについて定めるものとする。

第２章　　役員会及び運営委員会

第２条　　本会の役員会及び運営委員会は必要に応じて会長が招集する。
第３条　　役員会は役員をもって構成する。
第４条　　役員会は次のことを行う。
　１．総会に提出する議案の審議
　２．運営委員会に提出する議案の審議
　３．予算案、決算書の作成
　４．細則の作成及び運用
　５．その他の緊急事項の審議
第５条　　運営委員会は次の通りとする。
　１．運営委員会は役員、会計監査、専門委員長（班長）及び副委員長（副班長）をもって構成する。
　２．運営委員会には全ての会員が出席できる。
第６条　　運営委員会は次のことを行う。
　１．総会に提出する議案の審議
　２．予算案の審議
　３．決算に関する事項の審議
　４．役員会から提出された議案の審議
　５．各委員会から提出された議案の審議
　６．その他、本会の運営に関する事項の審議

第３章　　委員会

第７条　　本会に推薦委員会、特別委員会、専門委員会をおく。
　専門委員は、会員中より選出する。なお、推薦委員会は保護者、教職員、役員経験者、会計監査経験者及び会計監査より構成する。
　委員長・副委員長は委員の互選による。
第８条　　推薦委員会を除く各委員会は会長の同意を得て、委員長がこれを招集する。
第９条　　特別委員会は会長が必要と認めたとき、運営委員会にはかり設けることができる。
第１０条　専門委員会は、学年委員会、文化委員会、広報委員会、校外指導委員会をおく。
　１．学年委員会の任務は次の通りとする。
　　一．学年、学級児童の幸福と安全に関する事項
　　二．各学年の意見の総合調整と学年間の連絡協調に関する事項
　　三．学年、学級の意見を運営委員会に反映させること
　　四．会員相互の研修に関する事項
　　五．会員相互の情報交換及び運営委員会並びに学校よりの連絡に関する事項

２．文化委員会の任務は次の通りとする。
一．会員の教養に関する事業
二．児童の文化、体位の向上に関する事業
三．社会教育に関する事業
四．児童の保健衛生及び安全教育に関する事項
五．会員の保健体育に関する事項
３．広報委員会の任務は次の通りとする。
一．ＰＴＡ新聞の発行
二．広報宣伝に関する活動
４．校外指導委員会の任務は次の通りとする。
一．地区相互の連絡調整に関する事項
二．児童の校外生活の指導に関する事項
三．地区と学校との連絡協力に関する事項
四．学校環境の向上に関すること

第４章　会計実務及び監査

第１１条　会費は、学校が徴収する諸経費とあわせて口座振替により納入することを原則とする。
第１２条　途中入退会の会費精算
１．年度途中に加入した者の会費は、加入月からの月割り計算とする。
２．年度途中に退会届の提出、又は転学等で退会した者の会費は、退会月の翌月分以降を月割りで返金する。
第１３条　ＰＴＡ活動にかかる経費（交通費・文房具代など）の精算は、必ず領収書またはレシートを添付し、会計に請求しなければならない。領収書がない場合は原則として精算しない。
第１４条　会計監査は毎年、総会において３名を選出し、会計監査の任期は原則１年とする。
会計監査は活動状況を把握し、会計を監査して総会に監査結果を報告する。

第５章　表彰並びに慶弔に関する規定

第１５条　表彰に関する件
県、市のＰＴＡ連合表彰に関する規定による。
第１６条　慶弔に関する件
１．児童に関する件
一．２週間以上入院の場合、金３，０００円の見舞金を贈る。
二．死亡の場合、金１０，０００円の香料を贈り、役員が参列して代表が弔辞を述べる。
２．児童の保護者に関する件
一．ＰＴＡ行事等の活動中の事故により２週間以上入院した場合、
金３，０００円の見舞金を贈る。
二．死亡の場合、金５，０００円の香料を贈り、代表者が参列して弔辞を述べる。
また役員および、該当学年委員が葬儀に参列する。
３．教職員に関する件
一．病気等により２週間以上に及ぶ入院の場合、金３，０００円の見舞金を贈る。

二．死亡の場合、金１０，０００円の香料と供花を贈り代表者が参列して弔辞を述べる。また運営委員が葬儀に参列する。
なお、ＰＴＡ会費（慶弔費）より「河小児童一同」名義で別途香料、金１０，０００円を贈る。

三．一親等親族の死亡の場合、金５，０００円の香料を贈り、代表者が葬儀に参列する。但し葬儀が遠方の場合は弔電にかえ香料を郵送する。

第１７条　災害に関する件
災害の程度により運営委員会で協議の上、見舞金を贈る。

第１８条　その他
特別の事情のある場合及び緊急を要する場合は、役員が協議して決定し運営委員会に報告する。

※　これらを受けてもお互いに返礼は一切しないことを厳守する。

第５章　サークル活動

第１９条　この規定は、会則第４章第５条第７号に基づき「健康増進や文化的諸活動を通して、会員の親睦を深めること」を目的としてサークルをおくことができる。

第２０条　サークルは会則第３章に基づき、その活動内容を定める。

１．サークルの設立と解散には、所定の必要書類を会長に提出し、ＰＴＡ運営委員会で審議の上、承認する。

２．サークルには代表者をおく。代表者は、第１回運営委員会と年度末の運営委員会に出席する。

３．年度ごとのサークル活動は、ＰＴＡ会員３名以上をもって成立する。

４．第１回運営委員会前までに、部員名簿・新年度の活動予定を書面にし、会長に提出する。

５．年度末の運営委員会までに、活動報告及び会計報告を書面にし、会長に提出する。

６．ＰＴＡ運営委員会の承認を得て、2.3.4.5の条件が満たされた場合、活動費を使うことができる。

７．活動費の額面については、提出された部員名簿・前年度の活動報告、及び会計報告・新年度の活動予定等を基に役員会にて決定する。

８．サークルの活動は、サークル代表者が責任を持ち、自主的に運営する。

９．サークル活動を一定期間停止、及び解散する場合は所定の書類に停止、及び解散の理由を記し、会長に提出後ＰＴＡ運営委員会において承認を得る。

第６章 デジタルツールの運用

第２０条　（オンラインツールの利用基準）
会則第９章第１８条に基づくオンライン会議、電子投票、および連絡網アプリ等の運用においては、IDやパスワードを適切に管理し、会員以外の第三者に共有してはならない。

第７章　附則

第２１条　本細則は、役員会（運営委員会）の承認により変更することができる。

本会の細則は　昭和４９年１１月　１日より実施する。
昭和６２年　５月１１日細則一部改正
平成　２年　５月１８日細則一部改正
平成　６年　４月２６日細則一部改正
平成１２年　５月１２日細則一部改正
平成２５年１２月　５日細則一部改正
平成２９年　４月２２日細則一部改正（会計監査の任期について）
平成３０年　６月１３日細則一部改正（サークル活動について）
令和　２年　７月２１日細則一部改正（慶弔に関する件（教職員）について）
令和　４年　５月３１日細則一部改正（推薦委員会の構成について）
令和　８年１０月２６日細則一部改正

以上